



# 県民とのパートナーシップ

自動車交通公害や廃棄物問題、地球温暖化問題など、今日の環境問題の多くが、日常の社会経済活動やライフスタイルによる環境負荷の集積に起因しているという特質があります。そうした環境問題を解決するためには、県はもとより、県民、企業、NPO、市町村などあらゆる主体が常に環境に配慮して行動、協働・連携して取組を進めることが必要です。

県では、県民、企業、NPO、市町村等とのパートナーシップを構築し、実効ある環境保全対策を進めていきたいと考えています。

## 1 新アジェンダ 21 かながわの推進【環境計画課】

持続可能な社会の実現を目指す行動指針である「新アジェンダ 21 かながわ」に基づき、県民、企業、NPO、行政など地域社会の様々な主体が環境改善に向け協働して取り組んできました。なお、平成 26 年度より「新アジェンダ 21 かながわ」の改訂を行いました。詳細は 11 ページの特集記事「新アジェンダ 21 かながわの改訂」を参照ください。

### ■ 「新アジェンダ 21 かながわ」採択の経緯と背景

平成 4 年の「地球サミット」を契機に平成 5 年 1 月に県民・企業・行政の 3 者が協働して地球温暖化防止をはじめとする地球環境問題に取り組むための行動指針として「アジェンダ 21 かながわ」を採択し、3 者で設立した「かながわ地球環境保全推進会議」（構成団体：県民団体・企業団体・県・市町村等の 106 団体（平成 26 年 4 月現在））を推進母体として、それぞれの行動主体が普及啓発活動や率先的行動に取り組んできました。

しかしながら、採択後 10 年を経過し、この活動を通じて、地球環境保全の意識は高まった一方、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の県内での排出量は増加しているなど、具体的な行動につながっていないといった課題も生じてきていました。

こうした経緯を踏まえて、「かながわ地球環境保全推進会議」では「アジェンダ 21 かながわ」を見直し、より実効性を重視した「新アジェンダ 21 かながわ」を平成 15 年 10 月 24 日の総会で採択しました。

### ■ 「新アジェンダ 21 かながわ」の構成及び主要内容

「新アジェンダ 21 かながわ」は、神奈川を持続可能な社会にすることを目指し、30 年後の神奈川の望ましい姿を長期的ビジョン、その実現に向けた今後 10 年間における「11 分野」（①エネルギー②ごみ（廃棄物）③化学物質④そら（空）⑤みず（水）⑥みどり・つち（緑・土）⑦まちづくり⑧環境マネジメント⑨環境産業⑩環境教育・環境学習⑪国際協力）、21 項目の「行動目標」と「数値目標」を示した中期的なアクション、そしてアクションを効果的に実施するための組織や仕組みについて記載した推進体制の 3 つから構成されています。

21 項目の「行動目標」については、その実現を図るため、目標ごとに県民、企業、NPO 等、行政が行動主体となって取り組む具体的な行動メニューを提案しています。



「新アジェンダ 21 かながわ」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f160477/>

## ■ 「新アジェンダ 21 かながわ」の推進体制

「推進組織」としては、平成 16 年度に「マイアジェンダ登録」をした個人などで構成する「実践行動部会」を推進会議内に新たに設置し、民間等とのパートナーシップによる推進体制の構築と活性化を図りました。また、推進会議は、NPO 法人かながわアジェンダ推進センターと協働して運営を行っています。

## ■ マイアジェンダ登録制度

「推進の仕組み」としては、県民、企業、NPO、行政、学校などの主体が、環境配慮に向けた自主的な取組を登録し公表することで、環境配慮に対する取組の「環」を広げる「マイアジェンダ登録」を推進するマイアジェンダ制度を創設しました。

「マイアジェンダ登録」は、個人によるものと、企業、NPO、行政、学校などの組織・団体によるものとの 2 種類があります。

また、個人の「マイアジェンダ登録」については、ノーベル平和賞を受賞されたケニアの元環境副大臣のマータイさんが、資源を大切にす意味の日本語「もったいない」という言葉を世界に呼びかけた「もったいない運動」に賛同し、登録項目のうち「もったいない」に関連する 10 項目をピックアップした「マイアジェンダ登録 “もったいないバージョン” (もったいない登録)」や、地球温暖化防止につながる消費電力の削減に着目した 12 項目をピックアップした「マイアジェンダ登録 “節電バージョン” (私の節電チャレンジ宣言)」を作成し、登録の普及を図っています。

平成 26 年度末の個人のマイアジェンダ登録数は、123,940 件になり、団体、企業、行政等を含むマイアジェンダ登録全体では、135,362 件となりましたが、さらに普及拡大を図るため引き続き登録を呼びかけていきます。

▲表2-11-1 マイアジェンダ制度の概要

区分	登録する項目
個人のマイアジェンダ登録	<p>個人の自主的な取組</p> <p>「全項目バージョン」 平成 15 年 10 月の本制度スタートとともに取り組んでいるもので、項目数が 35 項目ある。 「もったいない登録」(もったいないバージョン) 平成 17 年 6 月から取り組んでいるもので、項目を「不要な電気は切る」などの「もったいない」に関連した 10 項目に絞ったもの。 「私の節電チャレンジ宣言」(節電バージョン) 平成 23 年 5 月から取り組んでいるもので、項目を「保温機能は利用しない」などの節電に関連した 12 項目に絞ったもの。</p>
組織・団体のマイアジェンダ登録 (企業、NPO等、行政、学校等)	<p>(1) 率先実行の取組</p> <p>自ら率先して環境配慮活動を実行するもの 例: 省エネや廃棄物の削減・リサイクルの取組など</p> <p>(2) パートナーシップによる取組</p> <p>組織や団体が参加者を広く募ったり、相互に連携することで協働して環境配慮活動に取り組むもの 例: 行政、NPOなどが森林整備や環境家計簿の活用を呼びかけみんなで実践するなど</p>



「マイアジェンダ登録制度」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360478/>

マイアジェンダ

検索



■ かながわ地球環境賞

県とかながわ地球環境保全推進会議では、地球環境保全に向けた活動をしている個人や団体に対し、その業績または功労が顕著で他の模範となる取組を表彰しています。

「地球環境保全活動部門」、「温室効果ガス削減技術開発部門」、「かながわスマートエネルギー計画部門」を合わせて19者から応募がありました。また、「温暖化対策計画書部門」は、実績が顕著であった26者を県から推薦しました。これらについて、審査会の審査を経て、次のとおり計14者を表彰しました。

▲表2-11-2 平成26年度受賞者

地球環境保全活動部門	株式会社N T T東日本一 南関東 神奈川事業部	特定非営利活動法人 自然塾丹沢ドン会	温暖化 対策計 画書部 門	合同会社西友	かな がわ スマ ート エネ ル ギ ー 計 画 部 門	湘南サニーサイドマリ ーナ株式会社
	特定非営利活動法人協議 会かながわ環境カウンセ ラー協議会	嶋田 和夫		株式会社プリンスホテ ル		東京ガス株式会社
	鴨居原市民の森愛護会	株式会社東芝 横浜事業所		学校法人東海大学		株式会社古川
	医療法人社団恵生会 (竹山病院・上白根病院)	東芝ライテック株式会社				



「かながわ地球環境賞」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt /f530926/>

2 森林再生パートナー制度【水源環境保全課】

県は、継続した寄附と森林活動によって企業・団体に水源の森林づくりへ協力していただく「水源林パートナー制度」を平成10年度に創設し、また平成21年3月からは、寄附を受け、整備した森林に「〇〇の森」と名称を設定することができる、いわゆる「ネーミングライツ」を導入した「森林再生パートナー制度」に拡充しています。平成26年3月には、すべての企業等が「森林再生パートナー」へと移行したことから、「水源林パートナー制度」は終了しました。

これらのパートナーは、特定の森林に、水源の森林づくりへ参加協力している旨の表示ができ、この森林などをフィールドとして森林活動を行っていただいております。

● 制度に参加していただいている企業・団体 ●

神奈川トヨタ自動車(株)、連合神奈川、鈴鹿かまぼこ(株)、(株)湘南リビング新聞社・(株)サンケイリビング新聞社、(一社)神奈川県法人会連合会、スリーエムジャパン(株)、JA グループ神奈川、JX 日鉱日石エネルギー(株)、(株)荏原製作所、鶴岡八幡宮槐の会、横浜トヨペット労働組合、(株)日立システムズ、日揮(株)、三菱重工業(株)、(株)東芝、アサヒビール(株)、KDDI(株)、富士通エフ・アイ・ピー(株)、(株)野本建設、(株)証券保管振替機構、高梨乳業(株)、(株)神工舎建築工房、共同カイトック(株)、かながわ信用金庫・平塚信用金庫・さがみ信用金庫、(株)カナエル、日本石油輸送(株)、三菱倉庫(株)、(株)モンテローザ、富士通(株)神奈川支社、伯東(株)、エバラ食品工業(株)、日本発条(株)、(一社)神奈川経済同友会・オイスカ神奈川推進協議会・東京大学同窓会神奈川銀杏会、(株)門倉組、持田製菓(株)、キリン(株)、コカ・コーライーストジャパン(株)、(株)和久環組

(平成27年9月1日現在 32企業6団体)

### 3 多様な主体の参画でさらに広がるアマモ場再生活動【水産課】

県では、平成 15 年度からアマモ場の再生に試験的に取り組んできましたが、平成 18 年度からは主に横浜市や横須賀市の地先で、平成 19 年度からは葉山町の地先でも、海の環境改善に取り組む NPO 法人、市民団体、漁業協同組合、地元の小学校、民間企業など多様な団体との協働により、アマモの花枝採集、播種、苗の移植、モニタリング調査などアマモ場の再生に向けた様々な取組を展開しています。平成 15～26 年度の活動で横浜市、横須賀市、葉山町、鎌倉市の地先（計 17 箇所）において、約 10,186 m<sup>2</sup>のアマモ場を造成しました。また平成 26 年度は、水産技術センターが NPO や漁業者を指導して、県施設外における遺伝子かく乱のおそれがない東京湾産アマモの種子と苗の生産に取り組む、横浜市柴漁港において初めて成功しました。



「アマモ場再生会議」

<http://www.amamo.org>



漁業者によるアマモ種子の選別作業(横浜市柴漁港)



市民・漁業者がアマモ苗を育てている水槽(横浜市柴漁港)

### 4 丹沢の緑を育む活動【自然環境保全センター】

丹沢山地は、ブナやモミの原生林、ニホンジカやツキノワグマなどの大型野生動物などの多様な動植物相を持っている地域ですが、近年、生態系に大きな異変が起こり、広範囲のブナの立ち枯れ、林床植生とササの後退など、その多様性が急速に失われつつあります。広大な丹沢山地で自然環境保全対策を効率的に実施するためには、県民の自発的な協力が必要であり、県では県民参加による取組を推進しています。

その一環として、県では「丹沢の緑を育む集い実行委員会」（平成 10 年度）を組織し、森林衰退が著しい表尾根三ノ塔及び大山北尾根（当初は大倉尾根花立及び表尾根三ノ塔）で丹沢産樹木の苗の植樹及びモニタリングを、堂平周辺においてウラジロモミ等をニホンジカの採食から守るために防護ネット設置をボランティアとの協働で実施しています。

これらの県民参加活動は、「丹沢大山自然再生計画」の主要施策に位置付けられており、今後もブナ林等の保全対策事業として定期的の実施していきます。

▲表2-11-3 平成 26 年度の実施状況

実施日	活動内容	場所	参加者数	実施本数
5月 24 日 10月 25 日	植樹	大山北尾根	187 人	600 本
5月 31 日 9月 20 日	植樹モニタリング	ヨモギ尾根	53 人	—



植樹(大山北尾根)



「丹沢の緑を育む集い実行委員会」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f48/p431318.html>

## 5 子ども里地里山体験学校【農地保全課】

里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承のため、県では平成20年4月に「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」を施行し、土地所有者等や地域住民が主体となり、県民、市町村等が相互に連携・協働し、地域の農林業を尊重しながら継続的に行われる里地里山の保全等の取組を支援しています。

また、同条例に基づき県では、里地里山に対する理解の促進、ふれあいの機会を提供するため、農林業体験、生きものとのふれあい体験、地域特有の知恵や技術の体験などを行う「子ども里地里山体験学校」を開催しています。

平成26年度は、厚木市七沢の里地里山保全等地域内の水田において、6月・8月・10月の全3回で、「田植え」、「稲刈り」、「わら細工」などの体験を実施しました。



稲刈り体験



わら細工体験

## 6 流域環境保全活動の推進【水源環境保全課】

### 1 桂川・相模川流域協議会

山梨県の山中湖を源流とし相模湾に注ぐ全長113kmの相模川（山梨県内では桂川と呼ばれる。）は、本県の水道水の6割を賄っており、その水質の保全は、本県にとって重要な課題となっています。この桂川・相模川の流域環境を保全するため、山梨県と神奈川県は共同して平成7年度から3年計画で、流域の市民、事業者、行政の参加により「桂川・相模川流域環境保全行動推進事業」を行いました。

平成9年度には、流域に関わる市民、事業者、行政が流域の環境の保全について合意形成をはかり長期的な活動を進めていくために、「桂川・相模川流域協議会」を設立し、流域環境を保全していくための行動計画となる「アジェンダ21桂川・相模川」を策定しました。現在、同協議会では、市民、事業者、行政の協働により、流域の環境保全に取り組んでいます。平成26年度は、環境調査事業、流域ウォーキング、クリーンキャンペーンへの支援など、様々な事業を実施しました。



「桂川・相模川流域協議会」

<http://katurasagami.net/>

## 2 酒匂川水系保全協議会

静岡県富士山に源を発し、相模湾に注ぐ全長 43kmの酒匂川（静岡県内では鮎沢川と呼ばれる。）は、本県の水道水の3割を賄うなど、本県にとって、相模川と並んで重要な河川です。

この鮎沢川・酒匂川の水質保全を図るため、上流の静岡県と水質保全対策等について定期的に会議を実施しています。さらに、平成10年度に「酒匂川水系保全協議会」に両県で参画し、協議会の活動を通して、鮎沢川・酒匂川流域の環境保全を図るため、両県、市町、事業者が一体となった取組を行っています。平成26年度は、酒匂川統一美化キャンペーンを行うなど、様々な事業を実施しました。



「酒匂川水系保全協議会」

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/environ/sakawa/p05757.html>

## 7 ボランティア活動の推進【かながわ県民活動サポートセンター】

県では、ボランティア活動の自主性、主体性を尊重しながら、県とボランティア団体等が協力し、協働して事業を進めていくことや、ボランティア団体等の活動を促進するための支援を目的として、平成13年度に「かながわボランティア活動推進基金21」を設置し、次のような事業を行っています。

### (1) 協働事業負担金

地域社会にとって必要な公益的的事业で、ボランティア団体等と県とが対等の立場でパートナーシップを組んで行えば、一層の効果が期待できる事業に対して、その事業に要する経費を負担します。

### (2) ボランティア活動補助金

地域社会の抱える課題解決に自発的に取り組む事業などで、ボランティア団体等が立ち上げたり、新たに展開する事業を対象とし、その事業に要する経費を補助します。

### (3) ボランティア活動奨励賞

他のモデルとなるような実践的活動で、地域社会への貢献度が高く、今後さらに継続発展が期待できる活動に自主的に取り組んでいるボランティア団体等を表彰します。

### (4) ボランティア団体成長支援事業

ボランティア団体が自立かつ安定的に活動できるよう、県が、中間支援組織等にその支援を委託して実施する事業です。

「かながわボランティア活動推進基金21」では、協働事業負担金により10団体と協働事業を実施したほか、ボランティア活動補助金を10団体に交付し、ボランティア活動奨励賞に5団体を選定しました。（うち環境分野は2団体）（平成26年度実績）



かながわボランティア活動推進基金21

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5258>